

# 令和2年度

## 宜野湾市特産品等推奨品出品募集!!

宜野湾市特産品推奨認定審査委員会では、本市の特産品及び観光資源活用サービスを推奨し、製造業者等の生産技術と生産意欲の向上、販路の拡大を推進する事を目的に下記のとおり、令和2年度宜野湾市特産品推奨品の募集を行います。

### ○募集概要

宜野湾市の推奨特産品として下記の基準のいずれかに該当し、商品表示法等について関連法令を遵守していること。本市で主たる生産・加工された製品及び観光資源活用サービスであること。

- ① 本市に所在する企業独自の製品あること。
- ② 本市の「自然資源」及び歴史や風土に培われた文化・伝統などの「生活文化資源」を活用した観光資源活用サービスであること。
- ③ 製品の形状、ネーミング、パッケージ、ラベル等で、他市町村との差別化がはかられており、宜野湾市をPRできる製品・観光資源活用サービスであること。
- ④ 特に本委員会で必要と認めた製品。

### ○申請資格

1. 宜野湾市商工会の会員企業であること。
2. 法令の定めるところによる許認可を必要とする場合は、当許認可を受けたもので、かつ公序良俗に反しない者。

### ○申請部門 (飲食料品、非食品等)

#### 【令和元年度に認定された特産品推奨品】



ラードラボスキンケアクリーム



沖縄フロマージュ



緑釉唐草文七寸皿



田芋けんぴ



アプー豚入りキーマカレー

裏面へ続く⇒⇒

## ○募集期間

令和2年 8月3日（月）～令和2年 8月31日（月）  
（土・日・祝日を除く、9:00～17:00まで）

## ○認定審査

審査 令和2年9月

## ○申請手続

1. 申請は、所定の申請書に記入し、宜野湾市商工会事務局へ提出して下さい。
  - \*申請書は、商工会ホームページ又は、商工会窓口に準備しております。
  - \*許認可の必要な業種の方は、許認可証やパンフレット等のコピーも提出して下さい。
  - \*原則として審査会へ提出された製品の返却はできませんので、ご了承下さい。  
（尚、非食品等についてはその限りではありません）

## 《推奨認定制度のメリットについて》

- 宜野湾市特産品等推奨認定審査委員会（宜野湾市、宜野湾市商工会）から認定証を交付します。
- 推奨製品に認定マークを表示することができます。
- 市報、商工会報及びホームページ等で認定製品をPRします。
- 専門機関を通して製品の品質向上、販路開拓等の支援が受けられます。



宜野湾市商工会 <http://www.ginowan.or.jp/>

宜野湾市商工会 HP  
QRコード ⇒⇒⇒



TEL : 098-897-0111

FAX : 098-897-9467

（担当：大城・普久原）